

第7回（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会

テーマ:「市民を巻き込む方法について～自治基本条例制定に市民参画をすすめるため～ ②」

第6回の勉強会に引き続き、「自治基本条例に市民を巻き込む方法(どうやって市民を参加させるか?)」について、全員で議論をしました。

意見交換をする上で、① 1人の持ち時間は3分間 ② 前の人の発言に対するコメント(批判はしない)を一言入れてから、自分の発言をする との2つのルールを決めました。

具体的な意見は下記のとおりです。

	発言内容
1	自治基本条例についての勉強会を重ねてきて、不安な面もあるが、何かが見え始めてきたように思う。そのひとつは、審議会の骨子についてである。審議会委員は、公募市民を中心として学識経験者を含めて30人で構成されるということである。一般的に今までに審議会には、団体の代表者が参加していたが、構成員に団体の代表が入らないことによって、団体の意向をどのように組み取るかが今後の課題になるのではないかと。団体との関わり方については今後検討していく必要があると思う。 また、勉強会に参加しているのは一部の市民だけである。勉強会の枠を飛び出して、条例について一般市民へのアピールする時期に来ているのではないかと。そのために、マスメディアを使うことも必要ではないかと。
2	自治基本条例の制定過程に、多くの市民が所属している各種団体を巻き込むのは必要である。また、大多数の市民は条例を知らない。個人的に色々な場面で声を掛けているが、限界がある。今後皆さんの知恵を借りて、多くの市民を巻き込む方法を考えていきたい。
3	各種団体の意向を反映するのは必要であるが、限界がある。団体に限らず、市民一人ひとりの意識が大切である。市民の関心があることは全て、自治基本条例につながっているのだということを踏まえて、市民の生活に関連する“使える条例”をつくる必要がある。条例をつくる時はもちろん、つくったとも継続的に市民参加を進め、条例を育てていくことが必要。
4	使える条例は必要である。団体には、営利団体もあれば、地縁団体も含まれる。各種団体のパワーを活用することも必要だが、条例で団体のパワーをコントロールすることも必要である。また、団体に属さない一般の人々の意見が反映される条例にするべきであると思います。 若者が条例に興味を示さないのは、自分と利害関係にないと考えているからではないか。市民生活に密接に関係している条例であることが理解できれば、若者も興味を示すのではないかと。そのためには、“使える条例”をつくる必要があると思う。
5	関心のない人に関心を持ってもらうには、楽しく面白いことをやって興味を持ってもらうのが良いと思う。例えば、市内の運動会やマラソン大会に自治基本条例の冠をつけて、多くの市民に条例をPRしてはどうか。寸劇やミュージカルでも、幹事や勉強会の参加者が中心となって、なにかイベントをやって市内を巡業して回ってもよいのではないかと。
6	自治基本条例には、住民と市民の違いを定義として定めることになると思うが、この枠組みを考えて巻き込んでいかなければいけないのではないかと。住民や市民には、学生や外国人、企業、各種団体、若年者、高齢者、障害者などが含まれる。この方たちを審議会へ巻き込む方法を考えるべきであると思う。方法としては、①ホームページなどでの広報の仕方を工夫する、②中間報告会などで審議会の検討内容を公表し、多くの市民から意見を募集する、③審議会に分科会を設け、色々な年代、立場の人に参加してもらう、ことなどを意識的に行うべきであると思う。
7	越谷市には、文教大学・県立大学があり多くの市民学生、住民学生がいる。良い意見を引き出すために、懸賞金(奨学金のようなもの)を懸けて意見募集をしてはどうか。
8	懸賞金については、学生だけではなく市民全体に広めても良いのではないかと。 市民を巻き込むために、広報に勉強会のまとめを載せて、多くの市民に公表して欲しい。また、勉強会をもとに市民向けの公開講座などを開催しても良いと思う。さらに今後の審議会では、審議途中に市民向けに報告会を開いて、市民の意見を聴いていく姿勢をぜひ持ってほしいと思う。
9	地道な活動として、勉強会参加者一人ひとりが口コミで参加を募ることから始めるべきではないかと。また、勉強会は9回で終わってしまうが、自治基本条例を制定していることを懸垂幕にして、市役所に下げてはどうか。多くの市民の目に触れることで、参加者が増えるのではないかと。 なお、審議会の構成委員に団体代表が入らないことは、12月議会で市長が答弁しておりましたが、審議会と各種団体との意見交換を行いたい旨の答弁も併せてありましたので、今後開催していくものと理解しております。
10	条例を知らない市民が多いが、この条例の主役は次代を担う若者であると思う。小学校や中学校、さらには高校へも積極的に面白く条例をPRしていく必要があるのではないかと。この条例には、見守り育てていくという意味合いがあると思う。
11	多くの市民に広めていくには、皆さんから出された意見を実現できるものから始めて、多くの市民を巻き込んでいくべきであると思います。多くの市民を巻き込むのは重要であると思いますが、多くの市民の意見をどのように条例に反映させるのか、その手続きはどのように行うのかが理解できていません。また、その意見を吸い上げる場はどのように設定するのか、審議会とどのように関係してくるのかが分かりません。しかし、基本的には多くの人に参加、理解してほしいと思います。
12	小・中学生などにPRしていくことは大切であると思いますが、その後の意見を吸い上げる方法が分かりません。 また、PRの方法として、劇やミュージカルなどの案が出ていましたが、劇やミュージカルでは聴覚障害者や視覚障害者は情報を得ることができません。色々な工夫をして、障害者にも平等に情報が行き届くようにして欲しいと思います。 また、障害者の意見を聴くことも必要であると思います。私は聴覚障害者協会に所属していますので、団体の中で意見を集約することができますし、そのような方法も考えるべきだと思います。
13	学生を中心として多くの若者を巻き込んでいく必要があると思う。そのためには、マスメディアを活用し、条例が身近なものであることをアピールする必要があると思う。 テーマとはずれるが、条例には条例自体を評価・進行管理する条文を入れて欲しいと思います。